

23 国際第 672 号

関税割当公表第 68 号の 2

平成23年度下期のでん粉等の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成23年10月3日

農 林 水 産 省

記

第1 用途別の割当数量及び通関期限

1 用途別の割当数量

(1) 糖化用	40,000トン
(2) 化工でん粉用	34,300トン
(3) グルタミン酸ソーダ等用	2,000トン
(4) 沖縄特別割当用	200トン
(5) その他用	7,000トン
合 計	83,500トン

2 通関期限 平成24年3月31日

第2 その他

その他関連事項に関しては、平成23年度下期のでん粉等の関税割当てについて（平成23年9月12日付け23国際第559号関税割当公表第68号）による。